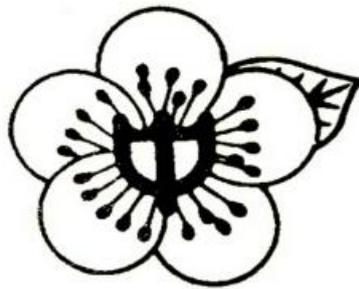


令和7年度
昭島市立清泉中学校
P T A 定期総会



日時 : 令和7年6月2日(月)～6日(金)

場所 : 清泉中学校ホームページ掲載

総会次第

1. 令和6年度活動報告 本部
2. 令和6年度活動報告 各委員会
3. 令和6年度会計決算報告
4. 令和6年度 積立金報告及び会計監査報告
5. 令和7年度 新本部役員並びに会計監査 (案)
6. 令和7年度 清泉中学校 P T A 事業計画 (案)
7. 令和7年度 P T A 会計予算 (案)
8. PTA会則
9. 組織図

令和6年度 活動報告

【本部】

- ・総会について、清泉中学校ホームページにて書面で決議を行いました。
- ・定例会議は、原則対面会議としつつも、オンラインを使用した情報共有を実施しました。

1. 事業内容

令和6年度	清泉中学校 P T A 総会	ホームページ掲載開催
	美化運動	池清掃 花壇整備
	あいさつ運動	なし
	制服リサイクル活動	運用変更
	清泉祭	PTA運営(体育館)

2. 学校活動支援

	体育大会	保護者受付、駐輪場整備
	合唱コンクール	受付用紙の回収入替の呼びかけ

3. 本部役員会

	本部役員会	対面・リモート併用開催
--	-------	-------------

4. 運営委員会

	今年度実施なし	
--	---------	--

5. 清泉中地区連絡会関連

	清泉中地区連絡会	第一会議室
--	----------	-------

6. 清泉祭関連会議

	清泉祭 実行委員会	第一会議室
	清泉祭前日準備	体育館

7. 昭島市公立中学校 P T A 協議会 関連

	市中P退会の為	渉外担当なし
--	---------	--------

令和6年度 活動報告

【1 学年学級委員会】

活動なし

【2 学年学級委員会】

活動なし

【3 学年学級委員会】

活動なし

【広報委員会】

活動なし

【選考委員会】

活動なし

令和6年度 P T A 会計決算報告

収入の部

▲は減 (単位: 円)

項目	予算額	収入	増減	備考	
会費	P (保護者)	170,000	169,640	▲ 360	1世帯1,000円 (転出入の増減有、引落し手数料差引き済)
	T (教職員)	14,000	13,000	▲ 1,000	教職員13名×1,000円
雑収入	0	435	435	預金利息	
その他収入	0	20,000	20,000	清泉地区協力金 (清泉祭)	
繰越金	753,913	753,913	0		
合計	937,913	956,988	19,075		

支出の部

△は増 (単位: 円)

款	項目	予算額	支出	増減	備考
運営費	総会費	18,000	0	18,000	総会案内封筒、コピー用紙代等
	会議費	10,000	0	10,000	本部役員会、運営委員会
	消耗品費	15,000	14,277	723	事務消耗品、コピー用紙
	諸経費	1,000	0	1,000	郵券等通信費
	小計	44,000	14,277	29,723	
活動費	事業費	50,000	87,474	△ 37,474	美化運動 (清掃備品、花苗代)
	1 学年委員会費	0	0	0	スキー教室差し入れ
	2 学年委員会費	0	0	0	スキー教室差し入れ
	3 学年委員会費	0	0	0	
	選考委員会費	0	0	0	封筒代他
	広報委員会費	10,000	0	10,000	広報誌制作費等
	地域活動費	50,000	45,723	4,277	清泉祭備品
	渉外費	0	0	0	市中P関連懇談会等参加費
	交通費	0	0	0	
	保険費	0	0	0	PTA保険未加入
小計	110,000	133,197	△ 23,197		
慶弔費	慶弔見舞金	0	0	0	生花代
	小計	0	0	0	
分担費	市中P負担金	0	0	0	
	ウイズユース負担金	0	0	0	
	小計	0	0	0	
奨励費	卒業記念品	0	0	0	
	小計	0	0	0	
積立費	周年記念積立金	0	0	0	
	備品購入等予備費	0	0	0	令和4年度より項目名変更
	小計	0	0	0	
予備費	予備費	20,000	0	20,000	
	小計	20,000	0	20,000	
	会費返金	10,120	1,000		口座振替手数料 (184世帯分)
合計	174,000	148,474	25,526		

【 実 収 入 】 956,988 円

【 決 算 額 】 148,474 円

【 差 引 残 高 】 808,514 円

残金は次年度へ繰越といたします。

令和6年度 P T A 備品購入等予備費会計報告

(単位: 円)

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度繰越金	708,838		0
利 息	370		0
積 立 金	0		0
合 計	709,208	合 計	0

次年度繰越金 709,208 - 0 = 709,208 円

令和6年度 P T A 周年記念積立金会計報告

(単位: 円)

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
前年度繰越金	312,333	学校への記念品	0
利 息	163	生徒への記念品	0
積 立 金	0	祝賀会補助	0
合 計	312,496	合 計	0

次年度繰越金 312,496 - 0 = 312,496 円

上記の通り令和5年度 決算報告を致します。

令和6年3月31日

昭島市立清泉中学校 P T A

会 計

田村 未樹

(印省略)

深浦 龍司

(印省略)

令和6年度 会計監査報告

会計収入及び支出について、帳簿、支出伝票等に基づき監査を行った結果、相違ないことを認めます。

令和6年3月31日

昭島市立清泉中学校 P T A

会計監査

河合 幸絵

(印省略)

大伴 美子

(印省略)

令和7年度本部役員並びに会計監査（案）

役職	候補者氏名
会長	猪狩 正博
副会長	美座 孝明
副会長	鈴木 知弘
庶務	石田 康子
庶務	西上 大助
庶務	丸山 有紀子
会計	田村 未樹
会計	狩野 満里
会計監査	河合 幸絵
学校受付窓口	加藤副校長（PTA会員ではありません）

令和7年度 清泉中学校 P T A 事業計画 (案)

【 本 部 】

[基本方針]

- ・学校、家庭、地域における生徒の教育環境と福祉の向上を図り、あわせて、生徒の教育、並びに福祉のために活動する団体、及び機関と協力し、会員相互の教養を高め親睦を図る。
- ・PTA活動への積極的な参加を促し一人一役を推進していく。
(お子様在学中に一度のクラス役員、本部役員への定着を進める。)

[事業計画]

1. 会議

- 1) 定期総会の開催
- 2) 本部役員会の開催

2. 本部事業

- 1) 校内美化運動
- 2) 清泉祭 (3月開催予定)
- 3) あいさつ運動の実施
- 4) その他(池の清掃)

3. 学校行事への協力

- 1) 運動会 (受付、駐輪場整備協力)
- 2) 合唱コンクール (受付協力)
- 3) 卒業式、入学式 (来賓接待、参列)

4. 外部機関への派遣

- 1) 成隣、中神、光華各地区委員会
- 2) 清泉中学校学校運営協議会 (退会)
- 3) 青少年とともにあゆむ清泉中学校地区連絡会

令和7年度 P T A会計予算 (案)

収入の部

(単位：円)

項目		前年度決算額	予算額	備考	
会費	P(保護者)	169,640	230,000	世帯数	230 × 1,000
	T(教職員)	13,000	10,000	職員数	10 × 1,000
雑収入		435	200	利息など	
その他の収入		20,000	20,000	協力金等	
繰越金		753,913	808,514		
合計		956,988	1,068,714		

支出の部

(単位：円)

款	項目	前年度決算額	予算額	備考	
運 営 費	総会費	0	0	総会資料印刷・封筒・コピー用紙等	
	会議費	0	10,000	役員会・運営委員会等	
	消耗品費	14,277	20,000	事務消耗品・コピー用紙等	
	通信費	0	1,000	郵便等	
	小計	14,277	31,000		
活 動 費	事業費	87,474	50,000	活動運営費用(花壇)	
	校舎美化費用	0	50,000	環境整備	
	校庭整備費用	0	50,000	側溝ジャリ除去作業	
	清泉池美化費用	0	50,000	池の清掃・寄せ書き整備	
	生徒活動補助費	0	70,000	活動実施時に使用	
	保護者活動補助費	0	20,000	活動実施時に使用	
	広報活動費	0	0		
	交通費	0	0		
	地域活動費	45,723	100,000	清泉祭等	
	保険費	0	30,000	イベント毎に保険加入	
小計	133,197	420,000			
慶 弔 費	慶弔見舞金	0	0		
	小計	0	0		
分 担 費	市中P負担金	0	0		
	ウイズユース負担金	0	0		
	小計	0	0		
奨 励 費	卒業記念品	0	0	1人2500円以内+学校への寄贈品3万	
	小計	0	0		
積 立 費	周年記念積立金	0	0		
	備品購入等予備費	0	0		
	小計	0	0		
予 備 費	予備費	0	617,714		
	小計	0	617,714		
他	返金	1,000	0	口座振替手数料(230世帯分)	
合計		148,474	1,068,714		

※ 項目間の運用を可とする。

昭島市立清泉中学校PTA会則

第一章 総 則

第1条< 名称 >

本会は昭島市立清泉中学校PTA(以下「清泉中PTA」という)と称し、事務局を昭島市立清泉中学校内におく。

第2条< 目的 >

本会は学校・家庭及び社会における生徒の健全育成のために努力し、併せて会員相互の教養を高めると共に、親睦を図る事を目的とする。

第3条< 会員 >

本会は、年度ごとに昭島市立清泉中学校(以下「清泉中学校」という)に在学する生徒の保護者(以下「保護者」という)と同校に勤務する教職員(以下「教職員」という)の中から入会届の提出と会費の支払いを行ったものを会員とする。

第二章 事 業

第4条< 事業 >

本会はその目的達成のために次の事業を行う。

1. 生徒の健全育成に関する事業
2. 会員の研修に関する事業
3. 学校の施設・設備の改善と充実に関する事業
4. 緊急事態宣言など、不測の状況下では、学校と協議し事業を行う。
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 本部役員及び会計監査

第5条< 本部役員 >

本会に次の本部役員(以下「役員」という)をおく。但し総会の承認を受け、会長以外の役職については、その年度ごとに数を決定することができる。

1. 会 長 (保護者) 1名
2. 副会長 (保護者及び教職員)
3. 庶 務 (保護者及び教職員)
4. 会 計 (保護者及び教職員)

第6条< 会計監査 >

本会の会員から選出された会計監査をおく。

第7条< 校長の助言 >

校長は各会議に出席し、本会のすべての運営に関し、助言ができる。

第8条< 役員及び会計監査の任務 >

役員及び会計監査(以下「役員等」という)選出は、その年度ごとに総会の承認を受け決定するものとする。ただし、教職員については、校長の指名に基づくものとする。

第9条< 役員及び会計監査の任務 >

役員等の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
3. 庶務は会長の指示を受け、会務を処理する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を司り、監査を受け、総会に決算報告をする。また、次年度の予算を編成し、総会にて承認を得る。
5. 会計監査は会計の監査をし、その結果を総会に報告し、会員の承認を得る。

第10条< 役員及び会計監査の任期 >

役員等の任期は1年とし、再選を妨げない。

第四章 委員会

第11条< 委員会 >

本会に次の委員会（以下「委員会」という）をおく。

1. 広報委員会

第12条< 委員会の選出・構成及び内容 >

委員の選出・構成および担当する事業内容は次の通りとする。

1. 広報委員会は会員より選出された会員及び選出された教職員で構成される。主に第4条〈事業〉に関する広報活動を担う。

2. 委員のうち、教職員は校長の指名による。

3. 本部役員及び会員は相互に連携協力し、第4条〈事業〉を実施する。また、清泉中学校学区内の環境整備および地域関係団体との協力体制の推進を図る。

第13条< 書記・会計の選出 >

書記・会計は本部の中から互選によるものとする。

第14条< 委員の任期 >

委員の任期は1年とし、再選は妨げない。

第五章 会議

第15条< 会議 >

本会の会議は次の通りとする。

1. 総会

2. 役員会

第16条< 総会 >

1. 総会は正会員をもって構成し、最高議決機関である。

2. 総会は定期総会、臨時総会とする。

(1) 定期総会は毎年、年度初めに開催し、次の事項の審議をし、議決、承認を得る。

ア 前年度の事業並びに決算報告

イ 前年度会計監査報告

ウ 新年度本部役員候補者の報告

エ 新年度事業計画及び予算

オ その他必要な事項

(2) 総会は会員の2分の1の出席をもって可決する（委任状を含む）

(3) 議決は出席者数の過半数をもって可決する（委任状を含む）

(4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、もしくは、会員からの要求に対し、本部役員会がその必要性を認めるとき、所要の措置を講じ、開催する。

(5) 総会は会長が必要と判断した時、書面等による総会とすることができる。それに際し、ホームページなどを利用し、電子を含む書面等の採決を可能とする。また会の成立は、対面は前項の規定(2)及び(3)を必要とする。書面開催は一定期間掲載期間を設け期間内に疑義が無い場合は決議とする。

第17条< 会議の招集 >

役員会は、会長が随時招集し、開催する。ただし、当該役員会の過半数の役員から会議の開催要請があった時は、会長はこれを招集しなければならない。

第18条< 本部役員会の構成及び議事 >

役員会は役員等をもって構成し、PTA事業に関する事項及び緊急を要する

事項について協議、決定する。

第19条 < 会議の議決 >

会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第六章 会 計

第20条 < 歳入 >

本会の歳入は、会費、寄付金、事業収入、利息をもって当てる。ただし、会費は1世帯1口として納入するものとする。

第21条 < 会費 >

会費は総会の議決を経て、予算の定めるところによる。

第22条 < 会計年度 >

会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第23条 < 会費の月割額徴収及び返金 >

会費は年会費として一括で徴収する。また年度途中の転出、退会に関し会費の返金はないものとする。途中入会に関しては、その都度本部で協議し対応を決定する事とする。

第24条 < 会費の免除 >

会費は事情により役員会の承認を得て免除することが出来る。

第七章 総 則

第25条 < 会則の変更 >

本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第26条 < 協議 >

本会則に定めのない事項または、本会則の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣習に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第27条 < 細則 >

本会則の施行にあたり、必要な細則は役員会により定めることが出来る。

昭島市立清泉中学校PTA会則 細則

第1条 < 細則の根拠 >

本会則は昭島市立清泉中学校PTA会則（以下「会則」という）第27条に基づき定める。

第2条 < 広報委員の選出 >

広報委員は、その年毎に会員から選出する。

第3条 < 書記・会計の任務 >

書記は会の記録にあたる。会計は決められた予算内の支出管理を行い、年度末に本部会計へ報告する。

第4条 < 本部役員等候補者の選考方法 >

選考方法は次の通りとする。

1. 現会員に本部役員等候補者の推薦を依頼する。（自薦、他薦を問わない。）

第5条 < 細則の改正 > 本細則の改正の必要が生じた場合、役員会の協議により決定する。

清泉中学校 P T A 組織図

